

令和3年度 湯沢雄勝クリーンセンター

清掃業務委託

- 1 業務内容 別途仕様書、設計書による。
- 2 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 参加資格 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体。
- 4 決定方法 見積徴取による随意契約。
- 5 提出期限 令和3年3月30日（火）午後1時30分
- 6 提出場所
〒 012-0827 湯沢市表町三丁目3番14号 消防庁舎2階
湯沢雄勝広域市町村圏組合 事務局 事業管理課 事業管理班
- 7 注意事項
 - ① 見積書には、住所、事業所名、代表者氏名を記入し、押印すること。
 - ② 見積書価格は、消費税を含み、作業1回当たりの単価とすること。
 - ③ 業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その他、発注者の不利益となる行為をしてはならない。
 - ④ 見積書の提出に当たり、別途誓約書を提出すること。
- 8 その他 定めなき事項については、発注者と受注者が協議のうえ処理するものとする。

令和3年度

湯沢雄勝クリーンセンター

清 掃 業 務 委 託

発 注 仕 様 書

湯沢雄勝広域市町村圏組合

- 1 適用 本業務は、湯沢雄勝クリーンセンターにおける場内の清掃を行い、施設の維持延命を図るものです。
- 2 委託業務の名称 令和3年度 湯沢雄勝クリーンセンター 清掃
- 3 委託箇所 湯沢市字中崎109番地1 湯沢雄勝クリーンセンター
- 4 業務内容 屋内清掃業務（掃除機、モップ掛け等日常の清掃業務）
 - 管理棟事務室、玄関ホール、風除室
 - 各階トイレ、廊下、階段、2階浴室
 - 3階研修室、見学者ホール
 - 委託職員棟階段、廊下、トイレ
- 5 就業日 毎週月曜日から金曜日（祝祭日及び湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が指定する日を除く。）
- 6 就業時間 午前9時から正午までの3時間（配置人員は2人。）
- 7 業務委託料
午前9時から正午までの3時間の業務を1回当たりの委託料とする。
- 8 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 9 作業員 受注者は、作業の監督、指導内容に定めた事項を安全に遅滞なく作業遂行できる作業人員を確保すること。
- 10 作業安全対策 受注者は、次の事項を遵守し、安全対策を確実に実施しなければならない。
 - (1) 作業方法 作業主任者は、作業開始前・終了の報告を組合監督員に報告すること。

- (2) 安全衛生管理 作業員は、必要な保護具等（有害ガス対策含む。）を装備し、作業の安全性等に十分留意し、事故防止に努めること。
- (3) 労務災害の防止 受注者は、作業中の事故防止対策を十分行い、作業者への安全教育を徹底し、労務災害の発生のないように努めること。
- (4) 現場管理 受注者は、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- (5) 復旧 受託者は、ほかの設備、既存物件の損傷、搬入道路、借地等に関しては、原型復旧とすること。

11 材料及び機器 受注者は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品を使用しなければならない。

12 その他 受注者は、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、組合と協議して定めるものとする。

令和3年度 湯沢雄勝クリーンセンター 清掃業務委託 設計書（金抜き）

(単位：円)

	単位	数量	単価	金額	適用
清掃業務	回	1			消費税相当額を含む。

誓 約 書

令和 年 月 日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称
及び代表者名 _____ 印

湯沢雄勝広域市町村圏組合が実施する 令和3年度 湯沢雄勝クリーンセンター清掃業務委託 に係る~~(入札・見積)~~への参加申込に当たって、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げられた者に該当しません。
- 2 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1)湯沢雄勝広域市町村圏組合暴力団排除措置要綱（平成30年告示第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している会社、事業所等であること。
 - (2)役員等（個人の場合は代表者、法人の場合は登記簿謄本等に記載されているすべての者及び受任者）が、暴力団員であること、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
 - (3)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 3 仕入や委託先の会社、事業所等が暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していることを知りながら、契約等の取引をすることはありません。
- 4 暴力団又は暴力団員からの不当な要求には決して応じません。また、不当な要求があった場合には、直ちに警察署へ通報【110番通報等】するとともに、湯沢雄勝広域市町村圏組合に報告します。